

受診される医療機関等にご提出ください

広島県外医療機関・助産施設 様

妊産婦健康診査等結果票記入について（お願い）

廿日市市では、広島県外の医療機関・助産施設で、廿日市市が交付した妊産婦健康診査等の補助券が使用できない場合に、受診者が支払った健診費用を払い戻す手続きを行っています。

健診後、**妊産婦健康診査等結果票**（補助券とセットのもの）をご記入いただき、健診費用の**領収書**と**明細書**とともに受診者にお渡しください。（健診費用払い戻しの手続きに必要となります。）

また、受診者が以前に健診を受診した際に、未記入となっていた妊産婦健康診査等結果票を持参された場合は、お手数ですが証明をしていただけますようお願いいたします。

お問い合わせ

〒738-8512

広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

廿日市市 子育て応援室

電話 (0829) 30-9188